

埼玉県産業技術総合センター酵母等頒布 実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、埼玉県産業技術総合センター北部研究所が実施する酵母等の頒布事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本事業は、酵母等を使用する県内製造業の製品品質の向上および安定化を図るために実施する。

第3 頒布酵母等の種類

頒布する酵母等は、原則として発酵食品の製造用途に使用されるものとする。

第4 頒布対象者

酵母等の頒布の対象者は、原則として県内に事業所を有する企業、それらが組織する団体及びこれらを支援する団体等のうち、次の者とする。

- (1) 酒類製造用酵母は、酒類製造免許を持つ製造者。ただし酒類とは酒税法第2条に規定するものをいう。
- (2) その他の酵母等は、その酵母等を使用する製造者。
- (3) 埼玉県産業技術総合センター北部研究所長が許可した者。（酵母頒布申請書・様式1に誓約書・様式2を添えて申請）

第5 頒布の制限

次の事項に該当するおそれがある場合は、頒布は行わない。

- (1) 他者への譲渡・再頒布
- (2) 頒布された酵母等に関する権利化
- (3) 第4(1)以外で、頒布された酵母による酒類の製造

第6 頒布価格

酵母等の頒布は有償とする。頒布価格は別表のとおりとし、原則として3年ごとに見直しを行う。ただし、共同研究等による頒布の場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。